

入札説明書

1 入札対象業務

- (1) 業務名 駕与丁公園施設長寿命化計画見直し業務
- (2) 対象地域 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁三丁目 地内
- (3) 業務概要 予備調査 1 式
健全度調査と健全度・緊急度判定
一般施設 1 式
橋梁 1 式
建築物 1 式
長寿命化計画見直し計画の見直し 1 式
打合せ協議 1 式
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和 9 年 2 月 26 日（金）

2 入札スケジュール

番号	内容	日程
1	公募開始（告示）	令和 8 年 4 月 30 日（木）
2	入札参加申込期間 仕様書等の閲覧期間 仕様書等に関する質問期間	令和 8 年 4 月 30 日（木）から 令和 8 年 5 月 12 日（火）15 時まで
3	入札参加資格の確認結果通知（メール）	令和 8 年 5 月 15 日（金）
4	仕様書等に関する質問に対する回答	令和 8 年 5 月 15 日（金）
5	入札書の提出期限	令和 8 年 5 月 22 日（金）正午まで
6	開札	令和 8 年 5 月 22 日（金）13 時から
7	契約日	落札者決定から 7 日以内

3 入札者の条件

- (1) 入札公告日から落札決定日まで、次に掲げる条件を全て満たしていること。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 令和 8.9 年度粕屋町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ウ 粕屋町指名停止等措置要綱（平成 13 年粕屋町要綱第 5 号）の規定による指名停止措置の期間中（この告示日から本業務入札の日までとする。）でないこと。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加者資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。

- オ 直近1年間の法人税、法人都道府県民税、法人住民税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 粕屋町競争入札参加資格者名簿において、次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ア 福岡県内に本店、支店又は営業所等の拠点を有すること。
 - イ 令和8.9年度粕屋町競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されていること。
- (3) 測量法の規定により測量業者の登録を受けている者であること。
- (4) 建設コンサルタント登録規定の「都市計画及び地方計画部門」及び「造園部門」の登録を受けている者であること。
- (5) 「ISO9001（品質マネジメントシステム）」及び「ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）」及び「JISQ15001（プライバシーマーク）」の認証取得をしていること。
- (6) 次の要件を満たす管理技術者、照査技術者を該当業務に配置できること。なお、管理技術者と照査技術者を兼任することは出来ない。
 - ア 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門若しくは建設部門：都市及び地方計画）及び一級建築士の資格を有する者。また、過去5年以内（2021年4月以降）に福岡県内市町村が発注した公園施設長寿命化計画の完了実績を有する者。
 - イ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門若しくは建設部門：都市及び地方計画）及び認定都市プランナー（公園緑地計画）の資格を有する者。また、過去5年以内（2021年4月以降）に市町村が発注した公園施設長寿命化計画の完了実績を有する者。
- (7) 過去5年以内（2021年4月以降）に、福岡県内市町村から直接受注における公園施設長寿命化計画の完了実績を有する会社であること。

4 入札参加資格確認申請及び添付書類

- (1) 本業務の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請書等は全てA4サイズとし、アからキまでの順に整えて提出すること。
 - ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 「ISO9001（品質マネジメントシステム）」及び「ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）」及び「JISQ15001（プライバシーマーク）」の認証取得証明書（なお、「ISO9001（品質マネジメントシステム）」及び「ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）」については、契約を締結する事務所及び作業実施部門において、それぞれ認証されていること。）
 - ウ 測量法規定による測量業者の登録証明書
 - エ 建設コンサルタント登録規定「都市計画及び地方計画部門」及び「造園部門」の取得証明書
 - オ 配置予定技術者調書

- ① 予定技術者ごとに作成すること。
- ② 免許、資格、実績（テクリス）の写しを添付すること。
- ③ 技術者の雇用関係が確認できるものを添付すること。

カ 実務実績調書

- (ア) 完了が2021年4月以降のものを1件以上記載すること。
- (イ) 該当する業務のテクリスの写しを添付すること。

キ 誓約書

- (2) 申請書等は、粕屋町ホームページの「入札・事業者>入札・契約>公募>一般競争入札」のページ（以下「ホームページ」という。）に掲載の該当業務の申請書及び添付書類をダウンロードすること。
- (3) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

5 申請書及び添付書類の提出方法

申請書及び添付書類は、持参若しくは郵送すること。

申請受付 令和8年4月30日（木）から令和8年5月12日（火）まで

申請窓口 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町 都市政策部 都市計画課 公園緑花係担当 行

※封筒の表面に「駕与丁公園施設長寿命化計画見直し業務 申請書在中」と記載すること。

※受付期間内に到達すること。

6 入札参加資格の確認結果

競争入札参加資格確認通知書は、令和8年5月15日（金）までに申請者あてに電子メールにて送信する。

7 仕様書等の閲覧期間、場所及び方法

- (1) 閲覧期間 令和8年4月30日（木）から令和8年5月21日（木）まで
- (2) 閲覧場所 ホームページ
- (3) 仕様書などに関する質問

仕様書などに関する質問及び回答は、次のとおりとする。

ア 質問受付

令和8年4月30日（木）から令和8年5月12日（火）まで。ただし、最終日は、午後3時までとする。

イ 質問先

電子メールの表題：駕与丁公園施設長寿命化計画見直し業務質疑書の送付（会社名）

電子メールの宛先：toshi@town.kasuya.fukuoka.jp

粕屋町都市政策部都市計画課 世利（せり） 宛

ウ 質問回答

質問に対する回答は、質問担当者にもみ電子メールにて回答するものとする。なお、回答内容は、令和8年5月15日（金）までに質問者の他、入札参加業者全員に送信するので、留

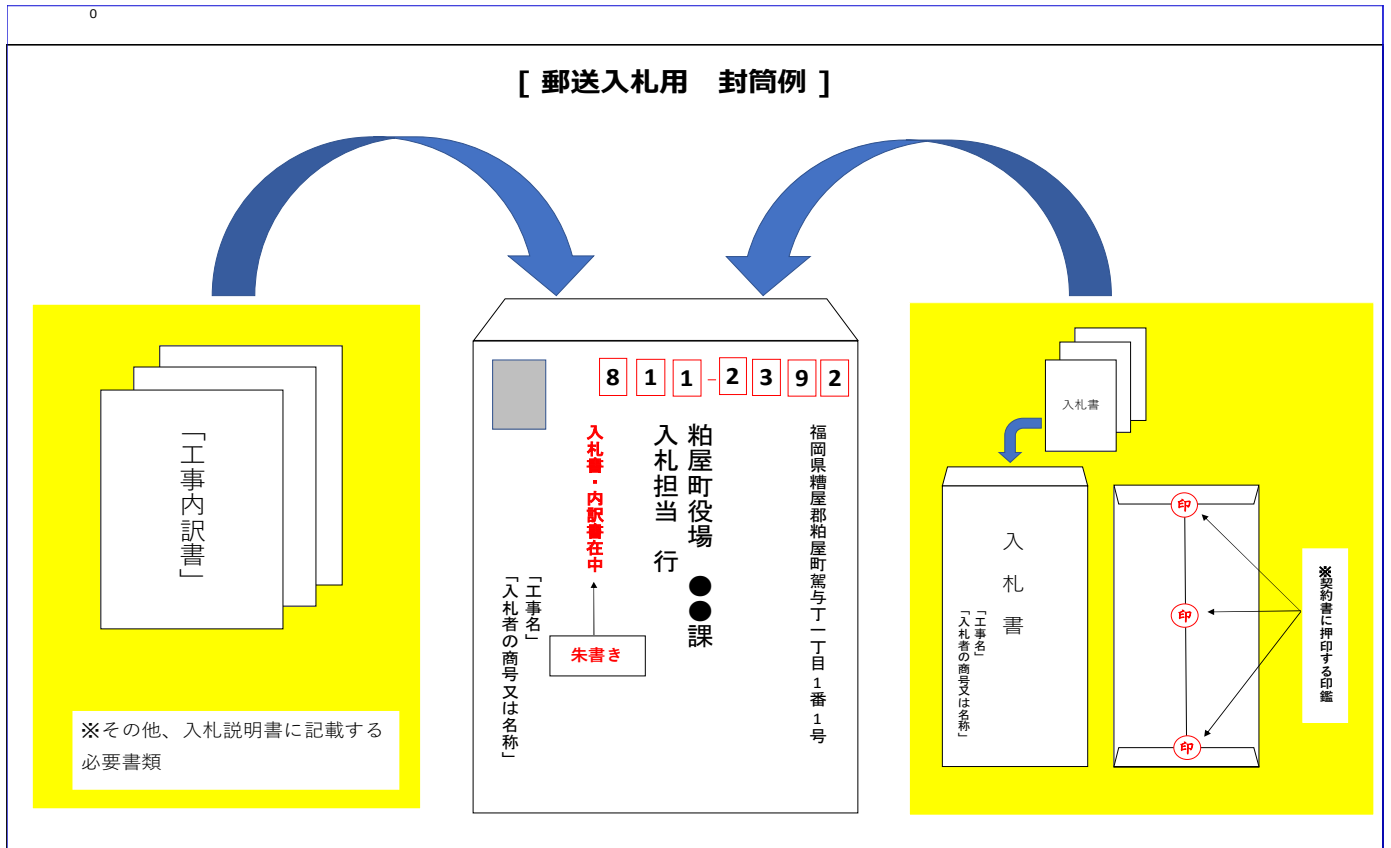
意すること。

8 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時 令和8年5月22日（金） 午後1時から
- (2) 開札場所 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
粕屋町役場 1階 都市政策部 都市計画課横会議室
※開札には、入札事務に従事しない職員を立ち合わせます。

9 入札方法

- (1) 入札回数は、1回とする
- (2) 提出書類
ア 入札書
イ 入札金額に対応した業務費内訳書（「業務費内訳書（総括）」を表紙とすること。）
- (3) 提出方法
ア 「持参」、「一般書留」、「簡易書留」又は「レターパックプラス」のいずれかの方法で提出すること。
イ 宛先 〒811-2392 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
粕屋町役場 都市政策部 公園緑花係 行
ウ 提出期限 令和8年5月22日（金）正午まで
- (4) 入札書などの封入方法
ア 外封筒及び中封筒の二重封筒を用いること。
イ 中封筒には入札書のみを入れて封かんし、入札書に押印した印により2か所を封印すること。
ウ 中封筒の表面に、「業務名」、「入札者の商号又は名称」及び「入札書在中」の旨を記載すること（貼り付け用紙を切り取ってのり付けしても可）。
エ 外封筒には上記の中封筒、業務費内訳書を入れて封かんし、封筒の表面に「業務名」、「入札者の商号又は名称」及び「入札書・内訳書在中」の旨を記載すること（貼り付け用紙を切り取ってのり付けしても可）。



10 入札事項など

(1) 予定価格 10,252,000 円（消費税相当額 932,000 円含む）

(2) 最低制限価格の設定

設定 なし

(3) 調査基準価格の設定

設定 あり

※ 「粕屋町建設コンサルタント業務等に係る低入札防止対策試行要領」に基づき、当該発注業務において、契約金額が一定の額（予定価格の 75%）を下回った場合、「粕屋町建設コンサルタント業務等に係る低入札防止対策に関する特記仕様書」による対策を実施する。

(4) 入札保証金

免除。ただし、町長が特に必要があると認めるとき又は契約を締結しないこととなるおそれがあると認めた者は、入札金の 100 分の 5 以上の額とする。

(5) 契約保証金

粕屋町財務規則（平成 5 年粕屋町規則第 10 号。以下「規則」という。）第 123 条及び第 124 条のとおり。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 104 条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、公告日から落札者の決定までの間において、3 の各号に掲げる資格を欠いた者又は福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置

要綱に基づく指名停止を受けている者は、競争に参加する資格のない者に該当するものとする。

(7) 前払金の適用

粕屋町公共工事の前金払取扱要領（平成 29 年粕屋町要領第 2 号）のとおり。

(8) 入札書などが提出期限までに都市計画課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

(9) 普通郵便など指定した郵便以外の方法で提出された入札書などは、無効とする。

(10) 入札書と業務費内訳書の積算金額が相違する入札は、無効とする。

(11) 入札金額の訂正、記載事項の不明確なもの及び記名押印のないもの、その他入札に関し町の定める条件に違反した入札は、全て無効とする。

(12) 入札者が 1 者のみの場合も有効とする。

(13) 入札者のうち、予定価格内で最低価格の入札者を落札人と定める。最低価格入札者の入札が無効等、何らかの理由で契約締結まで至らない場合は、原則として最低価格以上の次順位者を落札者とする。なお、同価格入札があったときは、入札事務に従事しない職員がくじをひき落札人を定める。

(14) 現場説明会は行わない。ただし、本業務について質問等を行う場合は、質問書により別途行うこと。

(15) 落札決定後において、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を結ばないことがある。

11 入札結果

開札後に落札者のみに電話で連絡をし、契約締結の流れ等の説明を行う。また、他に入札に参加された方は後日ホームページにて入札結果を掲載するので、そちらで確認すること。（電話での落札者や落札価格等の問合せは控えること。）

12 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、入札心得、契約約款、設計図書、現場などについての不明を理由として異議を申し立てることができない。

13 契約条項など

本業務の請負契約は、契約書の作成を要する。

14 問い合わせ先

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号

粕屋町 都市政策部 都市計画課 担当：世利（せり）

TEL：(092) 938-0208 / FAX：(092) 938-3150